

【補助事業概要の広報資料】

整理番号 25-7
補助事業名 平成25年度 特殊関税制度等の標準化に関する調査研究等 補助事業
補助事業者名 一般財団法人 国際貿易投資研究所

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

我が国機械工業の多くの企業に関わる海外ビジネスでは、各社が保有する技術の正当な評価と対価の獲得が基本的に重要となっている。その背景には各社の技術特許権を尊重する枠組みの制定と執行に各国当局の関与が存在する一方、その執行が国民の福祉と利益の増進に貢献するか否かの判断が織り込まれ、執行過程における各国当局の規制問題が発生している。

我が国機械工業の企業及び政策当局に、各国のライセンス規制に関する問題点とリスクに関する情報を提供する。具体的には、それら規制措置の実態を明らかにするとともに背景と適用状況を分析し、知財権保護と競争政策に加えて制度の標準化を視野に、対象国に該当する制度を比較考量する。その際、WTO の知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS 協定）と比較検討することにより問題点を浮彫りにし、今後の国際標準化と我が国の対外交渉に際しての情報提供といたしたい。

(2) 実施内容

各国のライセンス規制の標準化研究 (<http://www.iti.or.jp/>)

欧州、米国、ドイツ、インド、中国及び日本における技術ライセンスの法的規制について調査検討し、各国のライセンス規制を比較概観し、今後の各国の問題点、注目を絞り込むこととする。このため研究委員会を開催し調査検討し報告書を作成するとともに、セミナーを開催して成果普及を図った。

<研究委員会>

第1回研究委員会開催 平成25年6月10日

第2回研究委員会開催 平成25年9月 3日

第3回研究委員会開催 平成25年11月27日

第4回研究委員会開催 平成26年1月29日

第5回研究委員会開催 平成26年2月10日



<セミナー>

「販売戦略に不可欠な各国のライセンス規制解題セミナー」開催 平成26年2月19日



2 予想される事業実施効果

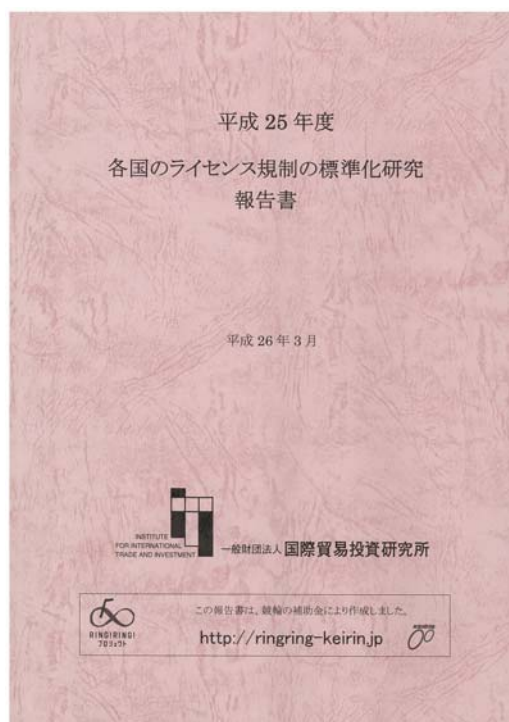
2国間FTA、多国化メガFTAが実働しつつある中で、FTA後の貿易障壁についてはほとんど議論がなされていない。関税障壁が実質的に消滅した後、各国間の貿易上の障害は新たな様相を帯びながら浮上するとみられ、その有力な障壁が各国のライセンス規制になる可能性が高い。我が国企業としても十分問題の背景、核心を本事業の報告により理解を深めた。

3 補助事業に係る成果物

(1) 補助事業により作成したもの

各国のライセンス規制の標準化研究報告書

http://www.iti.or.jp/report_download.htm



目次

第1章 欧州及び米国におけるライセンス規制について	1
ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 パートナー 井上 朗	
第2章 ドイツ競争法とライセンス規制	74
明治大学法科大学院・法学部教授 高橋 岩和	
第3章 インドにおけるライセンス規制	88
アンダーソン・毛利・女常法律事務所 弁護士 パートナー 大河内 亮	
第4章 中国におけるライセンス規制	106
名古屋大学大学院 国際開発研究科教授 川島 富士雄	
第5章 日本における技術ライセンスの法的規制—独占禁止法の規制を中心に—	132
東京大学 名誉教授 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 松下 満雄	

4 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 一般財団法人国際貿易投資研究所（コクサイボウエキトウシケンキュウシヨ）

住所： 〒104-0045

東京都中央区築地1丁目4番5号

代表者： 理事長 畠山襄（ハタケヤマ ノボル）

担当部署： 総務部（ソウムブ）

担当者名： 審議役 寺川光士（テラカワ コウジ）

電話番号：03-5148-2601

F A X : 03-5148-2677

E-mail : webmaster@iti.or.jp

URL : <http://www.iti.or.jp/>